

千葉県防災井戸の指定等の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県地域防災計画に基づき、同計画に規定する防災井戸の指定等に関し必要な事項を定め、当該井戸を地震等の災害発生時に上水道が復旧するまでの間、地域における応急用の生活用水等として活用できるようにすることにより、災害発生時の市内における給水の確保を図ることを目的とする。

(指定の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たした井戸について、当該井戸の所有者等（当該井戸の所有者又は権原をもって当該井戸を管理する者をいう。以下同じ。）の承諾を得て、防災井戸として指定するものとする。

(1) 市内に存すること。

(2) 現に管理する者がいること。

(3) 市民に周知するため、井戸の所在を公表することについて、所有者等が同意していること。

(公募)

第3条 市長は、防災井戸の指定をしようとするときは、公募の方法等により行うものとする。

(指定の申出)

第4条 防災井戸の指定を受けようとする井戸の所有者等は、防災井戸指定申出書（様式第1号）により、市長に申出なければならない。

(防災井戸の指定)

第5条 市長は、前条の申出があったときは、内容を審査のうえ、指定の可否の決定を行い、防災井戸として指定することを決定したときは防災井戸指定決定通知書（様式第2号）により、防災井戸として指定しないことを決定したときは防災井戸不指定決定通知書（様式第3号）により、前条の規定により申出た者に通知するものとする。

2 市長は、防災井戸の指定を受けた者（以下「指定防災井戸管理者等」という。）と防災井戸の管理に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

3 市長は、指定防災井戸管理者等に対し、防災井戸協力の家プレート（様式第4号）及び防災井戸の注意事項プレート（様式第5号）を交付するものとする。

4 指定防災井戸管理者等は、前項のプレートを防災井戸が存する敷地に存する主要な建

物、門扉等適当な場所に掲示しなければならない。

(井戸水の供給)

第6条 指定防災井戸管理者等は、前条に規定する協定書に基づき、市長から防災井戸の水の供給に関する要請を受けたときは、自己及び同居の親族等の生活等支障のある場合を除き、これを拒否してはならない。

2 指定防災井戸管理者等は、災害発生時に、防災井戸に係る敷地の接する道路から防災井戸に通じる行路等が使用することができるよう適切な管理に努めるものとする。

(市民への周知)

第7条 市長は、防災井戸の所在地等を公表するものとする。

2 市長は、次に掲げる事項その他の防災井戸の利用に関する注意事項について、市民に周知するものとする。

(1) 地震等の災害発生時以外には、防災井戸を使用してはならないこと。

(2) 防災井戸に係るもの以外の敷地、建物等に立ち入ってはならないこと。

(3) 防災井戸を使用する場合には、指定防災井戸管理者等の定める方法により使用しなければならないこと。

(4) 午前0時から午前5時までの間は、防災井戸を使用し、又は防災井戸に係る敷地、建物等に立ち入ってはならないこと。

(5) 防災井戸から汲み取った水を利用して利益を得てはならないこと。

(防災井戸指定申出事項等の変更)

第8条 防災井戸指定管理者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を防災井戸指定申出事項等変更届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

(1) 防災井戸指定申出書の記載内容に変更が生じたとき

(2) 防災井戸指定申出事項等変更届出書の記載内容に変更が生じたとき

(指定の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災井戸の指定を解除することができる。

(1) 指定防災井戸管理者等から指定の辞退の申出があったとき。

(2) 防災井戸が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、防災井戸として指定することが適当でないと認められるとき。

2 前項第1号の申出は、防災井戸指定辞退申出書(様式第7号)により行うものとする。

3 市長は、第1項第1号の規定により防災井戸の指定を解除したときは、防災井戸指定解除通知書（様式第8号）により、当該井戸の所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第1項第2号又は第3号の規定により防災井戸の指定を解除したときは、防災井戸指定解除通知書（様式第9号）により、当該井戸の所有者等に通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災井戸の指定等に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。